

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年 7月16日

評 価 者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	登戸老人いこいの家
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p>
指定管理者	名称：川崎市多摩区社会福祉協議会 代表者：会長 田嶋 郁雄 住所：多摩区登戸1763 ライガーデン向ヶ丘2階 電話：044-935-5500
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>施設運営の全般に係わる「利用者満足度調査」の実施や意見箱の設置等を通じて、利用者ニーズを把握した上で、施設運営に反映し、魅力ある施設運営を行うことができた。</p> <p>また、地域の代表者等で構成する運営委員会を設置し、課題等を共有し協力して解決していくことで、円滑に施設を運営することができた。</p> <p>さらに、より適切に施設を管理運営できるよう、(福)川崎市社会福祉協議会が開催している管理人研修会へ参加し(年2回)、管理人の質の向上を図ることができた。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>教養講座や行事の実施にあたっては、応募時の事業計画に則って実施するとともに、利用者の要望等を踏まえ、指定管理者が創意工夫を加えることで、高齢者の交流の場として、質の高いサービスを提供することができた。</p> <p>また、地域に根ざした施設として、地域性に配慮した事業運営を実施し、いこいの家事業を広報することで、いこいの家を利用していない方々に参加してもらえるような取組を実施し、地域に根ざした事業を展開することができた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>利用者の来所時に、管理人が一人ひとりに声を掛けることによって、心身の状況が日常と変わりないか確認し、利用者の健康管理に配慮することができた。</p> <p>また、緊急時に利用者を守ることができるよう、利用者参加による防災訓練を実施するなど、安全管理体制を確立すると同時に、入浴時には、原則2名以上で入浴することを徹底し、一人で入浴する際は、管理人が定期的に確認することによって、利用者が安全に入浴できるように配慮することができた。</p> <p>なお、毎日の浴槽の塩素消毒や定期的な衛生検査を適切に実施し、衛生面における管理を徹底した。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域活動の拠点として、地域の特性を活かしながら、利用者の幅広いニーズに対応し、一層のサービス向上に努めること。 ・充実した設備を活用し、介護予防に資する取組みをより積極的に実施すること。 ・団塊世代の利用を促進するため、魅力ある講座の実施や広報活動を積極的に展開すること。 ・「利用者満足度調査」等の結果を踏まえ、施設運営へ反映するための具体的な手法を検討すること。

3. これまでの事業に対する検証

検証項目	検証結果																																								
1 所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と適宜連絡を取り合い、履行状況の確認及び報告を受けており、運営上の課題等について、検討を図っている。また、毎年度終了後に、事業報告書の提出を受け、その際に、実地調査又はヒアリングを行い、適切な事業評価を行っている。																																								
2 制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <p>利用者ニーズを反映した事業実施により、利用者数は、若干、減少傾向にあるが、虚弱な高齢者のための会食会の実施等を行うことにより、市民に対して安定したサービス提供が図られているものと考える。</p> <p>【利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>2,919,472</td> <td>2,750,341</td> <td>2,763,538</td> <td>2,778,279</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>2,694,957</td> <td>2,599,854</td> <td>2,591,304</td> <td>2,535,004</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>224,515</td> <td>150,487</td> <td>172,234</td> <td>243,275</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経費の節減)</p> <p>指定期間における平均の決算額は、“2,605,280円”となっており、収支がマイナスとなっていないこと、また、決算額について、他の施設の実績を考慮すると妥当であると考える。</p> <p>【決算額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>2,919,472</td> <td>2,750,341</td> <td>2,763,538</td> <td>2,778,279</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>2,694,957</td> <td>2,599,854</td> <td>2,591,304</td> <td>2,535,004</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>224,515</td> <td>150,487</td> <td>172,234</td> <td>243,275</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	委託料	2,919,472	2,750,341	2,763,538	2,778,279	決算額	2,694,957	2,599,854	2,591,304	2,535,004	差引額	224,515	150,487	172,234	243,275		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	委託料	2,919,472	2,750,341	2,763,538	2,778,279	決算額	2,694,957	2,599,854	2,591,304	2,535,004	差引額	224,515	150,487	172,234	243,275
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																					
委託料	2,919,472	2,750,341	2,763,538	2,778,279																																					
決算額	2,694,957	2,599,854	2,591,304	2,535,004																																					
差引額	224,515	150,487	172,234	243,275																																					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																					
委託料	2,919,472	2,750,341	2,763,538	2,778,279																																					
決算額	2,694,957	2,599,854	2,591,304	2,535,004																																					
差引額	224,515	150,487	172,234	243,275																																					
3 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費などで見直すべき点はないか	市民に対して比較的安定したサービスを提供したと言える。今後、いこいの家は、介護予防拠点としての役割の重要性がより高まっていくことから、指定管理者の創意工夫によって、団塊世代の利用促進や介護予防に資する取組みを、積極的に展開していくことが課題である。																																								
4 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本市においては、これまでの行財政改革プランの中で、「民間でできることは民間で」という原則のもと、公の施設への指定管理者制度の導入を積極的に実施してきた。また、市民に対して安定したサービス提供が図られていることや、関連法令及び制度趣旨において何ら問題がないことから、引き続き、指定管理者制度を活用していく。																																								

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、平成17年度まで川崎市社会福祉協議会に管理委託しており、平成18年度から指定管理者制度を活用して、施設の管理運営にあたることになった。これまで、利用者ニーズの把握や経費縮減に取組むなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができた。

今後、老人いこいの家は、地域の高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、介護予防拠点として、本市の高齢者福祉施策を推進するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き、指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。

なお、次期のいこいの家指定管理者の一斉更新の際は、グループ化のメリットを考慮し、複数のいこいの家をグループ化するとともに、指定管理期間を5年間とし、公募することが望ましいと考える。